

税の申告はお早めに

☎税務会計課 課税係 ☎0943-32-1114



■今年度から申告会場が変更になりました。

申告期間

注意：小学校区ごとに期間が違います！

- 上・下広川校区：2月13日～20日・3月1日～7日（土・日・祝除く）
- 中広川校区：2月21日～28日・3月8日～15日（土・日・祝除く）
- 時間：9:00～16:00 / ● 会場：広川町役場 1階多目的スペース

※過去3年間、新型コロナウイルスの影響で確定申告期間が延長されていますが、
広川町での申告期間は延長しませんのでご注意ください。
※日曜開庁日（3月5日）は申告業務を行いません。

申告が必要な人

2月上旬、町県民税や国民健康保険税、所得税の申告が必要と思われる人へ、申告書を発送します。収入がない人や申告書が届かない人も、申告の必要がある場合があります。次の点に注意し、期限までに必ず申告しましょう。

収入が少額・収入がない

令和4年1月～12月のすべての収入を申告する必要があります。農地の貸し付けによる収入など、少額でも申告が必要です。

収入がない場合も、そのことを申告しないと、

- ・国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減措置が受けられない
- ・奨学金の申請などに必要な「所得（課税）証明書」が発行できない

など、各種行政サービスが受けられないことがあります。

申告書が届かない

申告書は、前年の課税状況などをもとに、申告が必要と思われる人へ発送します。申告書が届かないからといって、申告が不要というわけではありません。

申告書が必要な人はお問い合わせください。町ホームページからダウンロードすることもできます。

個人年金や学資保険の満期金がある

個人年金は「雑所得」、学資保険の満期金は「一時所得」として確定申告、町県民税の申告が必要です。

△ ご注意 △

- ・町内に居住する家族から扶養を受けていることが確認できる場合、申告する必要はありません。
- ・確定申告の要件に当てはまらない場合も、町県民税・県民税はすべての所得を申告する必要があります。
- ・税務調査などで申告期限以降に所得が判明した場合、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定に影響することがあります。

「申告が必要かわからない！」という人は、町ホームページに掲載しているフローチャートで判断してください。



八女税務署からのお知らせ

☎八女税務署 ☎ 0943-32-5191

■ e-Tax（電子申告） ← パソコン、スマートフォンを使った申告

パソコンやスマートフォンを使って、自宅から申告することができます。新型コロナウイルス感染防止の観点からも、ぜひe-Taxをご利用ください。確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

確定申告



スマートフォンは
こちらから↑



■ 申告会場での申告（会場：八女伝統工芸館 八女市本町 2-123-2）

[雑損控除、住宅借入金等特別控除、公的年金を受給している人]

● 期間：2月8日～2月15日（土・日・祝除く）

[上記以外で確定申告が必要な人]

● 期間：2月16日～3月15日（土・日・祝除く） ● 時間：9:00～16:00

● 申告期限：【所得税・贈与税】3月15日
【消費税】3月31日

● 会場への入場には整理券が必要です

※入場整理券入手後、指定された時間にご来場ください。
※入場整理券の配付状況によっては、早めに受け付けを終了し、後日来場をお願いする場合があります。
※期間中は八女税務署内での申告会場は開設しません。
※八女伝統工芸館へのお問い合わせはご遠慮ください。

入場整理券の取得方法

- ・ 会場で当日配付
- ・ LINE アプリによる事前発行
(来場希望日の10日前から可)



国税庁LINE
公式アカウント

固定資産税は1月1日の状況により課税されます

12/31までに、家屋を新築・増築・解体した場合はご連絡ください!

1/1時点で存在する家屋は、固定資産税の課税対象となります。税額の基となる評価額を算出するため、家屋の外部・内部を確認する「家屋調査」を行います。

※解体すると、翌年度から解体部分の固定資産税はかかりませんが、居住用の家屋を解体した場合は土地の税額が増えることがあります。

償却資産の申告を忘れずに

町内で事業を営む個人（または法人）は、1月1日現在で所有する償却資産を申告する必要があります。

- 申告期限：1月31日
- 必要なもの ・ 申告書 ・ 種類別明細書
・ 本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）

「償却資産」ってなに？

町内で事業を営む個人（または法人）が、その事業のために使う構築物、機械・装置、工具・器具・備品などのこと。次のものは当てはまりません。

- ・ 自動車税や軽自動車税の対象となる車両
- ・ 取得価格10万円未満で一度に損金算入されたもの
- ・ 使用権などの無形財産 ・ 生物

太陽光発電設備は事業用（法人設置）だけでなく、10kW以上の住宅用（個人設置）も申告が必要です。事業用と住宅用どちらも利用している場合は、利用割合にかかわらず申告が必要です。